



町指定文化財の所有者・管責任理者・保持者の皆様へ

町指定文化財管理マニュアル
～文化財を次の50年・70年先へ～

文化財を守るには何をすればいいの？
どのような手続きがあるのかな？



令和7年3月
日の出町教育委員会

はじめに

日の出町内には、現在29件の指定文化財があり、そのうち22件が町の文化財として指定されています。

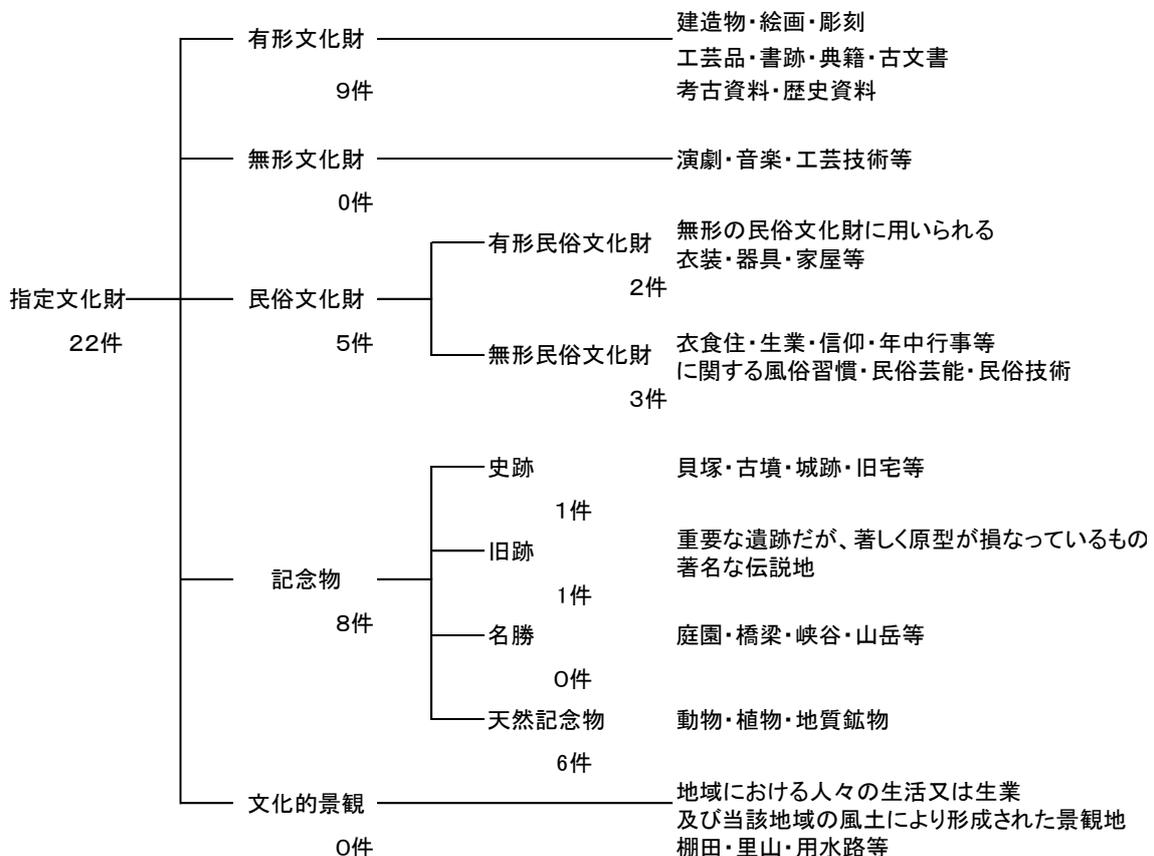
文化財は、先人たちの営みの証拠であり、歴史・文化等の正しい理解のために欠かせないものです。町民共有の財産として次の世代に先人たちの営みの証をつなげていく必要があります。

文化財は町の貴重な財産です。日の出町文化財保護条例では、所有者・管理責任者・保持者の皆様へ、文化財を公共のために大切に保存・管理するとともに、できるだけ公開するよう文化的活用を努めるよう求めています。

また、同条例では、文化財の適切な管理のため、所有者が変更になった場合や所在場所に変更があった場合など、さまざまな手続きが定められています。

そして、修理や現状変更を行う場合には、事前に届出が必要です。

町指定文化財の所有者・管理者責任者・保存団体の皆様におかれましては、このマニュアルをご活用いただくとともに、日の出町文化財保護条例の趣旨をご理解いただき、適切に町指定文化財を管理し、次の世代につなげていくためご協力をお願いいたします。



日の出町指定文化財一覧

No.	区分	名称	地区
1	有形(建造物)	山祇社本殿	大久野・水口
2	有形(建造物)	光明寺薬師堂	大久野・細尾
3	有形(建造物)	常福寺の宝篋印塔	平井・宮本
4	有形(彫刻)	木造薬師如来坐像	大久野・新井
5	有形(工芸品)	天正寺の梵鐘	大久野・新井
6	有形(工芸品)	東光院の梵鐘	平井・谷ノ入
7	有形(典籍)	大般若波羅蜜多經	大久野・新井
8	有形(古文書)	西光寺の板碑	平井・西本宿
9	有形(古文書)	神明社の棟札	大久野・坂本
10	有形民俗	志茂町の山車	平井・下平井
11	有形民俗	加美町の山車	平井・下平井
12	無形民俗	玉の内の獅子舞 付 獅子頭3頭2組、内1組文化7年銘	大久野・玉の内
13	無形民俗	重松流祭囃子	平井・大久野
14	無形民俗	長井神田囃子	大久野・長井
15	旧跡	鹿の湯	平井・谷戸
16	史跡	高札場	平井・谷ノ入
17	天然記念物	高原社のスギ	大久野・肝要
18	天然記念物	赤保谷家のヒイラギ	大久野・肝要
19	天然記念物	ヒメザゼンソウ	大久野・羽生
20	天然記念物	トウキョウサンショウオ	中部山麓地域
21	天然記念物	モリアオガエル	山間部地域
22	天然記念物	濱中家のサルスベリ	大久野・新井

日の出町には、多種多様の指定文化財があります。

同じものではなく、ひとつひとつ町の貴重な資源です。



町・所有者等の主な役割

町が行うこと

- 日の出町文化財保護条例の制定
- 文化財の指定、指定解除
- 所有者等に対し、管理・修理・公開に関する指示・勧告及び現状変更の制限
- 管理・修理・公開等に関する補助
- 文化財の学習活動・愛護活動・伝承活動など文化財保護活動の推進
- 文化財標識の設置

所有者等が行うこと

- 文化財の管理・公開
- 文化財関係書類の保管
- 所有者等関係者に関する手続き
- 文化財を移動する場合の手続き
- 滅失・き損を確認した場合の対応
- 文化財の修理・現状変更の届出
- 文化財標識設置の許可

文化財を守るのに所有者等関係者の皆さまのご協力
が必要です。一緒に文化財を守っていきましょう。



■ 文化財の管理・公開について

- ◆ 文化財の管理について
可能な限り現状を次の世代に遺せるよう努めてください。
虫害等による被害も確認されていますので、適宜点検をしてください。
- ◆ 文化財の公開について
文化財は、先人たちの生活の証であり、町民共有の財産です。
保存状況によりますが、できるだけ公開するようご配慮ください。

■ 文化財関係書類の保管

- ◆ 指定書の保管
町が文化財として指定する際に、指定書を交付しています。
指定書は、文化財であることを証明する大切な書類です。
所有者等に変更があった場合は、次の所有者等に引き継いでください。
指定書を紛失された場合は、再発行いたします。
- ◆ 修理関係書類の保管
文化財を修理・現状変更した際の書類は大切に保管してください。
添付資料として修理前の写真の提供を依頼することがあります。
次回修理する際の参考となるほか、文化財の価値を守るために重要です。

先人たちが守ってきた文化財を次の世代につなぐためご理解・
ご協力のほどお願いします。



■ 所有者等関係者に関する手続き

- ◆ 所有者等関係者の変更手続きについて
住所・氏名に変更があった場合
個人の場合、相続や譲渡を行った場合
団体の場合、会長交代でも所有者変更手続きが必要です。
- ◆ 管理責任者の選任・解任手続きについて
所有者が管理できない場合、管理責任者の設置が可能です。
管理責任者を設置・変更する場合、選任・解任手続きが必要です。

■ 文化財を移動する場合の対応

- ◆ 修理等のために移動する場合
所有地内であっても一時他の場所に移す場合、移動の手続きが必要です。
- ◆ 博物館等で展示する場合
町内外の施設で展示する場合、移動の手続きが必要です。
- ◆ 引っ越し等により移動する場合
現在の場所から移動する場合、移動の手続きが必要です。
- ◆ 保存場所の地番変更について
登記等により保存場所の地番変更があった場合、変更手続きが必要です。

町は、どなたが・どこに文化財を所有・管理しているか把握する
必要があります。災害時等にご連絡する場合があります。



■ 滅失・き損を確認した場合の対応

◆ 滅失した場合

滅失に関する手続きが必要です。

可能な限り文化財が滅失することがないように管理をしてください。

◆ き損した場合

き損に関する手続きが必要です。

き損した場合は速やかに教育委員会に報告してください。

一度き損すると、元に戻すのは困難ですので、管理を徹底してください。

◆ 盗難があった場合

盗難に関する手続きが必要です。警察にも通報してください。

盗難されないよう適宜見回り等実施してください。

■ 文化財の修理・現状変更について

◆ 文化財の修理・現状変更について

修理・現状変更が計画され次第、教育委員会に相談してください。

修理・現状変更に際して、事前の届出が必要です。

文化財の価値に影響を及ぼす場合、許可が出ないことがあります。

修理・現状変更の委託は、文化財対応の実績がある業者にしてください。

修理・現状変更に際して、町ホームページで助成金紹介をしています。

文化財の価値を守るため、様々な制限があります。次の世代に文化財をつないでいくため、ご理解・ご協力のほどお願いします。

